●地方自治法（抄）（昭和二二・四・一七法六七）

施行　昭和二二・五・三（附則参照）
改正　平成二九年以前の改正は重要なもののみ掲げる）昭和二二法一六九、昭和二三法一七九、昭和二五法一〇一（昭和二五法一四三）、法一四三、昭和二七法三〇六、昭和二八法二一二、昭和三九法一九三、昭和三八法九九、平成二法一四、平成一〇法四八、平成九法六七、平成一〇法五四、平成一一法八七（平成一一法一六二）、平成一四法四一、平成一六法五七、平成一八法五〇、法五三、平成二二法三五、平成二四法七二、平成二九法五四、平成三〇法六、法三三、法五三、法六六、法四四、法六八、法七八（令和元法一四）、法二六、法五五、法一〇二、平成三一法三、法四、法六、法一四、令和元法一、法一、法二、法一六、法一七、法三六、法五七、法六二、法六三、令和二法三一、法三三、法四一、法六二、法一六、法二六、法三一、法三三、法四一、法六二

目次

第一編　総則（一条―四条の二）
第二編　普通地方公共団体（抄）
第一章　通則（五条―九条の五）
第二章　住民（一〇条―一三条の二）
第三章　条例及び規則（一四条―一六条）
第四章　選挙（一七条―三三条）
第五章　直接請求
第一節　条例の制定及び監査の請求（七四条―七五条）
第二節　解散及び解職の請求（七六条―八八条）
第六章　議会
第一節　組織（八九条―九五条）
第二節　権限（九六条―一〇〇条の二）
第三節　招集及び会期（一〇一条―一〇二条の二）
第四節　議長及び副議長（一〇三条―一〇八条）
第五節　委員会（一〇九条―一一一条）
第六節　会議（一一二条―一一三条）
第七節　請願（一一四条・一一五条）
第八節　議員の辞職及び資格の決定（一一六条―一一八条）
第九節　紀律（一一九条―一三三条）
第十節　懲罰（一三四条―一三七条）
第十一節　議会の事務局及び事務局長、書記長、書記その他の職員（一三八条）
第七章　執行機関
第一節　通則（一三八条の二―一三八条の四）
第二節　普通地方公共団体の長
第一款　地位（一三九条―一四六条）
第二款　権限（一四七条―一六〇条）
第三款　補助機関（一六一条―一七五条）
第四款　議会との関係（一七六条―一八〇条）
第五款　他の執行機関との関係（一八〇条の二―一八〇条の四）
第三節　委員会及び委員
第一款　通則（一八〇条の五―一八〇条の七）
第二款　教育委員会（一八〇条の八）
第三款　公安委員会（一八〇条の九）
第四款　選挙管理委員会（一八一条―一九四条）
第五款　監査委員会（一九五条―二〇二条）
第六款　人事委員会、公平委員会、労働委員会、農業委員会その他の委員会（二〇二条の二）
第七款　附属機関（二〇二条の三）
第四節　地域自治区（二〇二条の四―二〇二条の九）
第八章　給与その他の給付（二〇三条―二〇七条）
第九章　財務
第一節　会計年度及び会計の区分（二〇八条・二〇九条）
第二節　予算（二一〇条―二一二条）
第三節　収入（二一三条―二一七条の三）
第四節　支出（二一八条―二二〇条の八）
第五節　決算（二二一条―二二四条の二）
第六節　契約（二二五条―二三五条の五）
第七節　現金及び有価証券（二三六条）
第八節　時効（二三七条―二四一条）
第九節　財産（二四二条―二四五条の二）
第一款　公有財産（二四二条―二四八条の七）
第二款　物品（二四九条）
第三款　債権（二五〇条）
第四款　基金（二五一条）
第十節　住民による監査請求及び訴訟（二四二条―二四二条の三）
第十一節　雑則（二四三条―二四三条の五）
第十章　公の施設（二四四条―二四四条の四）
第十一章　国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係（抄）
第一節　普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等
第一款　普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等（二四五条―二四五条の九）
第二款　普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等の手続（二四六条―二五〇条の六）
第二節　国と普通地方公共団体との間並びに普通地方公共団体相互間及び普通地方公共団体の機関相互間の紛争処理
第一款　国地方係争処理委員会（二五〇条の七―二五〇条の一二）
第二款　国地方係争処理委員会による審査の手続（二五〇条の一三―二五〇条の二〇）
第三款　自治紛争処理委員（二五一条）
第四款　自治紛争処理委員による調停、審査及び処理方策の提示の手続（二五一条の二―二五一条の四）
第五款　普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与に関する訴え（二五一条の五―二五二条）
第二節　普通地方公共団体相互間の協力
第一款　連携協約（二五二条の二）
第二款　協議会（二五二条の二の二―二五二条の六の二）
第三款　機関等の共同設置（二五二条の七―二五二条の一三）
第四款　事務の委託（二五二条の一四―二五二条の一七）
第五款　事務の代替執行（二五二条の一七の二―二五二条の一七の四）
第六款　職員の派遣（二五二条の一七の五）
第四節　条例による事務処理の特例（二五二条の一七の二―二五二条の一七の四）
第五節　雑則（二五二条の一七の五―二五二条の一八の二）（抄）
第十二章　大都市等に関する特例
第一節　大都市に関する特例（二五二条の一九―二五二条の二一の五）
第二節　中核市に関する特例（二五二条の二二―二五二条の二六の二）
第十三章　外部監査契約に基づく監査（抄）
第一節　通則（二五二条の二七―二五二条の三五）

第二節　包括外部監査契約に基づく監査（二五二条の二六―二五二条の三八）
第三節　個別外部監査契約に基づく監査（二五二条の二九―二五二条の四〇）（略）
第四節　雑則（二五二条の四五・二五二条の四六）（略）
第十四章　補則（二五三条―二六三条の三）（抄）
第三編　特別地方公共団体（抄）
第一章　削除（二六四条―二八〇条）
第二章　特別区（二八一条―二八三条）
第三章　地方公共団体の組合（抄）
第一節　総則（二八四条―二八五条の二）
第二節　一部事務組合（二八六条―二九一条）
第三節　広域連合（二九一条の二―二九一条の一三）（抄）
第四節　雑則（二九二条―二九三条の二）
第四章　財産区（二九四条―二九七条）
第四編　補則（二九八条・二九九条）

第一編　総則

第一条【この法律の目的】この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

第一条の二【地方公共団体の役割、国と地方公共団体の役割分担の原則等】①地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

②国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

第一条の三【地方公共団体の種類】①地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。

②普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。

③特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合及び財産区とする。

第二条【地方公共団体の法人格、事務、地方自治行政の基本原則】①地方公共団体は、法人とする。

②普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

③市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項の規定により都道府県が処理するものとされる事務を除き、一般的に、前項の事務を処理する。

④市町村は、前項の事務のうち、その規模、能力等からみて適当でないものを、都道府県が、その規模、能力等に応じ、及び能力に応じて、これを処理する。

⑤都道府県は、第二項の事務で、市町村に関する連絡調整に関するもの及び市町村に関する連絡調整に関するもの及び市町村に関する連絡調整に関するもの及び